

- 1 会議名 議会基本条検証特別委員会
- 2 日時 平成31年1月28日(月)  
開会 午後1時30分 閉会 午後3時25分
- 3 場所 第2・第3委員会室
- 4 出席委員 全委員
- 5 出席者 議会事務局長 隅田昌輝、同主任 高野真理子
- 6 委員長あいさつ
- 7 協議事項

(1) 議会基本条例の検証について

相原委員長：資料の検証シートに沿って進める。

第11条から第21条までの検証の結果は次のとおり。

#### 【第11条(1)】

(課題・その他)

- ・協議会会議録の掲載遅延(再掲)、各委員の議論と態度を掲載する、の2点を記載する。
- ・HPで「岩倉市議会基本条例」を検索すると、平成23年の逐条解説がトップに出てきてしまうので、PDFの速やかな更新が必要である。
- (意見)…以下は掲載せず、広報委員会で協議することで決した。
- ・議会だよりの発行が15日から1日になったので、最初の広報委員会で事務局が挙げてくる議会だよりの素案原稿が不十分というか、雑になった。
- ・議会だよりの発行までの期間が2週間早くなったことで、初稿でのチェック体制が不十分になった。

#### 【第11条(2)】

(実施状況)

- ・議会サポーター制度を導入した。
- (課題・その他)
- ・SNSを利用した広報を検討する。
- ・HPで子ども向けページを作成する。

#### 【第12条(1)】

なし

#### 【第12条(2)】

(実施状況)

- ・平成30年度の反問権が行使された実例を記載する。(事務局で調べること。)

**【第12条(3)】**

(実施状況)

- ・文書質問取扱要綱を作成した。

**【第12条(4)】**

なし

**【第13条】**

(課題・その他)

- ・説明資料は、第13条に掲げる6項目を満たすものにしていくこと。

**【第14条】**

(実施状況)

- ・当初予算のみならず、補正予算の審議においても説明資料が提供されるようになった。

(課題・その他)

- ・説明資料は、第13条に掲げる6項目を満たすものにしていくこと。
- ・施策評価のデータ提供。

**【第15条】**

(実施状況)

- ・会議外において執行機関に対し文書により〇〇回(年度末時点)の資料要求を行った。

**【第16条】**

(実施状況)

- ・議会基本条例推進協議会において、都市計画マスタープランと、多額の寄付行為にあっては議決事項とする提案があった。

- ・「健幸宣言」を議決した。(これまでも市民憲章、各種宣言を議決してきた。)

(課題・その他)

- ・議決事項にすべき行政計画を再検討する。

**【第17条(1)】**

(実施状況)

- ・議会サポーター制度により議会運営に関して多くの意見が提出された。

【第17条(2)】

- ・議会サポーターからの提案を受けて、12月定例会より、委員会では執行機関の説明員も着座で答弁を行ってよいこととした。

【第17条(3)】

なし

【第17条(4)】

(実施状況)

- ・委員会代表質問を行い、政策提言を行った。

【第17条(5)】

(実施状況)

- ・議会基本条例推進協議会では昨年からの2つのチーム(ICT・機能強化)に加え、議会基本条例逐条解説チームと議会事務局強化チームを編成し、課題の検討を行った。
- ・条例、規則の改定の実例を掲載する。

【第18条】

なし

【第19条】

なし

【第20条】

なし

【第21条(1)】

(実施状況)

- ・第17条(4)の再掲。
- ・請願を継続審査とし、調査を行った。

【第21条(2)】

(実施状況)

- ・厚生・文教常任委員会において、歯と口腔の健康づくりに関する条例について視察を行い、その後、委員会代表質問、政策提言に繋げた。同時に請願が提出され、全委員賛成で採択された。
- ・6月定例会で継続審査になった請願を審査する厚生・文教常任委員会において、傍聴に来ていた請願者に委員長から意見陳述を促した。

【第21条(3)】

なし

【第21条(4)】

なし

第22条以降は次回検証する。

午後3時25分閉会